

令和元年9月25日

## 第128回 遠野市農業委員会総会議事録

## 第128回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和元年9月11日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第7号  
会議年月日 令和元年9月25日  
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎 大会議室  
出席委員 1番 菊池靖、2番 白金英子、3番 多田登、4番 古屋敷徳夫、  
5番 佐々木誠一、6番 佐々木恵美子、9番 綱木秀治、10番 多田靖志、  
11番 佐々木義弘、12番 鈴木重徳、13番 鬼原壽一、14番 田中ナオ子、  
15番 菊池清重、16番 小向幸子、18番 奥友康悦、19番 千葉勝義  
欠席委員 7番 新田佐悦、8番 河内克倫、17番 奥寺晴夫

会議に出席した職員 事務局長 佐々木 徹  
事務局次長兼  
農業振興係長 菊池 今英  
農地係主任 阿部 信代

本日の案件 第128回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分<sup>の</sup>報告に  
ついて  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第3号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条によ  
る届出について  
議案第29号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す  
る可否決定について  
議案第30号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第31号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定  
について  
議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定  
について  
議案第33号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について

開会時刻 午後1時30分

議 長	<p>大変ご苦勞様でございます。ただいまから総会を進めてまいりますけれども、開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を6番、佐々木恵美子委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議 長	<p><b>【会議成立宣言】</b></p> <p>本日の出席委員は16名であります。定足数に達しましたので、第128回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、7番、新田佐悦委員、8番、河内克倫委員、17番、奥寺晴夫委員からは欠席の届出があり、これを了承したので報告します。なお、9番、綱木秀治委員は都合により早退することとなります。これも承認したので報告します。</p>
議 長	<p><b>【会長報告】</b></p> <p>続きまして、会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。遠野市農業委員会事務事業経過報告書をご覧いただきたいと思っております。</p> <p>8月27日から9月12日、議会ですけれども、出席したのは8月27日の開会、9月2日、3日の一般質問、それから9月12日の閉会でございます。</p> <p>8月30日、令和元年度遠野市戦没者追悼・平和祈念式に参加してございます。なお、戦没者に関しては1,333名との報告でございました。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p><b>【事務事業経過報告】</b></p> <p>今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>事業経過報告書をご覧になってください。</p> <p>9月2日、令和元年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会が花巻市で行われまして、委員・推進委員が出席しております。</p> <p>9月3日、エゴマほ場草刈りを実施しました。</p> <p>9月6日、令和元年度第4回農業委員会だより編集会議を行いました。</p> <p>9月10日、農地法等申請締切日でした。</p> <p>9月17日、農地転用等現地確認調査を実施しました。</p> <p>9月19日、農業委員会だより「遠野盆地」No.28が発行されました。</p> <p>9月20日、令和元年度第6回運営委員会を開催しております。</p> <p>9月22日、日曜日でしたが、菜の花ほ場畦畔等草刈りを実施しました。</p> <p>9月25日、本日、農業委員会総会であります。</p> <p>9月26日以降の主な行事予定です。</p> <p>10月1日、市制施行14周年記念功労者表彰式があります。</p> <p>10月3日、第11回遠野市農林水産振興大会地区協議会が市内9地区で開催されます。</p> <p>10月10日、農地法等申請締切日です。</p> <p>10月16日、農地転用等現地確認調査を予定しております。予備日が10月17日です。同日ですが、アスト通信放送日でありまして、農業者年金制度説明会と農地相談会のお知らせを放送する予定です。</p> <p>10月23日、令和元年度第7回遠野市農業委員会運営委員会が開催されます。</p> <p>10月25日、第129回遠野市農業委員会総会が開催されまして、その後、第4回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会を開催する予定です。</p> <p>10月28日、令和元年度上閉伊地方農業委員会連絡会研修会が釜石市鶴住居港民会で開催されます。</p> <p>10月中旬ですが、エゴマ刈り取りを予定しております。詳しい日程は後日連絡があります。</p> <p>11月1日から11月8日まで、令和元年度農地相談会を市内9地区で開催します。</p> <p>11月1日、●●県●●市農業委員会の皆様が見学でいらっしゃいます。約30名と</p>

	<p>なっております。</p> <p>11月7日、令和元年度岩手県農業委員会大会が盛岡市で開催されます。</p> <p>11月27日、農業者年金加入推進セミナーが東京都内で行われまして、翌日、全国農業委員会会長代表者集会在開催されます。会長が出席となります。</p> <p>11月29日、第11回遠野市農林水産振興大会・合同祝賀会が開催されます。</p> <p>報告は以上です。</p> <p><b>【報告事項】</b></p>
議 長	次に報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。
事 務 局 長	<p>1ページをご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分報告についてです。遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したもので、備考欄の方の死亡により取得者が相続をされたという内容でありませぬ。件数は3件です。</p> <p>1番、農地は中間管理機構に貸し付けされているものであります。</p> <p>2番、取得者とその家族の方が農地を管理することになっております。</p> <p>3番、市内の親戚の方が農地を管理することになっております。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませぬか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてです。件数は1件です。借人、貸人共に何ら問題なく合意解約されたもので、関連議案としまして議案第29号2番にあります売買の予定となっている案件です。報告は以上です。
議 長	ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませぬか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出についてです。件数は5件です。全て今回は盛土です。</p> <p>番号1番、農地が川の氾濫等で砂利移動があったりする農地で、作業効率を高めるために盛土をするものであります。何かを作付けするということではなくて保全管理をするものです。</p> <p>番号2番、3番、隣接する農地です。農地が低いということで盛土をして、高くして、耕作しやすくするものです。</p> <p>番号4番、水道工事をしたところに盛土をするものです。</p> <p>番号5番、耕作放棄地でしたがその解消をされた農地で、土が少ないということで、作付けをするのに支障をきたすということで盛土をして、今後作付けをしていくものです。</p> <p>報告は以上です。</p>

議 長	ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。
16 番 委 員	16 番、小向です。ちょっと教えてほしいのですけれども、2 番、3 番、5 番に関して、実際の施行時期が受理日とかなりずれていますが。事情があつて運営委員会に出られなかったので質問させていただきます。
事 務 局 長	2 番、3 番は施行時期が8月1日から9月10日ということで、1カ月くらいで終わっているということであります。事後にあたりますけれども、現状変更した場合は届出を出すことを指導することになっておりましたので、このようにさせていただきました。5 番は施行時期が4月22日から5月20日で半年前のことです。実はそのときに借りている方にちゃんと出した方がいいと指導しており、その後、書類等の手続きが遅れたものであります。5 番は耕作放棄地対策でやっている所でもありますし、今回は届出者が所有者ですけれども、借りている方が耕作放棄地解消に他の土地も借りる予定で、そういう場合は届け出た方がいいと指導したものであります。
議 長	暫時休憩します。  (休憩)
議 長	再開します。
事 務 局 長	通常は事前に出されるものですが、出していないものに関しては出してくださいと指導ができるというものです。
議 長	16 番、よろしいですか。
16 番 委 員	事後処理でもいいということですか。
事 務 局 長	いいです。
議 長	その他質問等ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。 次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族、若しくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。
議 長	<b>【日程第1】</b> 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認め、議事録署名人に10番、多田靖志委員、11番、佐々木義弘委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。 次に農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいただきます。
農地係主任	4ページでございます。第128回遠野市農業委員会総会提出議案総括表でございます。 法第3条、今月計3件、11,827㎡。 利用集積、今月計2件、5,987㎡。

	<p>法第4条、今月計1件、210㎡。          法第5条、今月計4件、3,500.13㎡。          適用外、なし。          法第18条第6項、今月計1件、5,027㎡。          以上です。</p> <p>【日程第2】</p>
議 長	次に日程第2、議案第29号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農地係主任	<p>6ページです。議案第29号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、譲渡人は市外に居住し耕作できないため、親戚である譲受人に贈与で譲り渡すものです。当該農地は譲受人の所有田と組田であり、現在も譲受人が耕作しているものです。</p> <p>番号2番、譲渡人は高齢で後継者もないことから、所有農地の全てを売買で譲り渡すものです。譲受人は譲渡人からの要請を受け、当該農地が自宅の隣で耕作の便が良いことから購入するものです。売買価格は記載のとおりです。</p> <p>番号3番、父から後継者である娘に生前贈与で譲り渡すものです。</p> <p>以上3件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	●●●地区の藤田と申します。確認者は農業委員会職員2名と最適化、農業委員2名で現地を確認しました。田には水稻が適正に作付けされて、善良に管理されていたので問題ないと思います。以上です。
議 長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	●●地区の菊池勝です。現地確認の結果ですが、事務局2名、農業委員2名、推進委員3名で現地確認しました。見た限り管理されている土地なので、問題ないかなという判断でございます。
議 長	はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第29号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	<p>【日程第3】</p> <p>続きまして日程第3、議案第30号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長	7ページです。議案第30号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたしま

		<p>す。遠野市長より遠野市農用地利用集積計画の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。本議案に係る申請は利用権の設定が2件です。</p> <p>番号1番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号2番、更新です。</p> <p>申請の詳細につきましては議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしています。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしく願います。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第30号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第4】</p> <p>続いて日程第4、議案第31号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係主任		<p>8ページです。議案第31号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第4条第2項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、自宅及び農地への通路整備を目的とした道路として転用しようとするものです。申請者は自宅及び農地へ通う道路がせまく不便なため、新たに通路を整備しようとするものです。場所の選定にあたっては市道までの距離が短く事業面積を必要最小限にできること、周辺農地への影響が少ないこと、近隣住民も農地への通い道として利便が良いことから適地としました。申請地は第1種農地であります。自宅及び既存集落に接続して設置されるものであり、一団の農地を分断する恐れがなく、第1種農地の不許可の例外である集落接続に該当することから許可ができるものと判断しました。事業につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。なお、本案件は農振除外の案件で、令和元年8月9日付けで遠野市長から遠野農業振興地域整備計画変更の決定を受けております。</p> <p>以上、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしく願います。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員をお願いします。</p>
推進委員		<p>●●町の菊池英二です。よろしく願います。事務局2名、農業委員2名、推進委員3名で現地を確認しまして、何ら問題ないことを確認してきました。以上です。</p>
議	長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>

議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 31 号は原案のとおり「可」とすることに ご異議ございませんか。  [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 31 号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第 5】
議 長	続きまして日程第 5、議案第 32 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいさせます。
農地係主任	9 ページです。議案第 32 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第 5 条第 3 項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。 番号 1 番、■■■■■の■■■■■のための資材置き場、作業場を目的とした使用貸借による一時転用申請です。転用期間は 3 カ月です。申請地は■■■■■を申請地内に建設することから、施工上の利便性から適地として選定したものです。申請地は第 1 種農地、第 3 種農地に該当しない第 2 種農地と判断しました。第 2 種農地は第 3 種農地に立地困難な場合等で代替地がない場合許可できるものであることから、この申請地に代わる候補地はないことから許可が可能であると判断しました。工事完了後は速やかに現状復帰することも確認済みです。事業費につきましては全額自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実と判断されます。 番号 2 番、■■■■の■■■■■を目的とするその他施設用地として転用しようとするものです。申請者は現在運営する■■■■の■■■■■が遠野市内にはなく、さらに会員が増加していることから、当該農地を購入し■■■■及び■■■■を建設しようとするものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり第 3 種農地と判断しました。第 3 種農地の転用は原則許可しうるものです。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の預金証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。 番号 3 番、議案第 31 号の番号 1 番と関連案件です。先ほどの 4 条申請と合わせ、当該農地を購入し、自宅及び農地への通路整備を目的とする道路として転用しようとするものです。申請地は第 1 種農地ではありますが、自宅及び既存集落に接続して設置されるものであり、一団の農地を分断する恐れがなく、第 1 種農地の不許可の例外である集落接続に該当することから許可できるものと判断しました。なお、本案件は農振除外の案件で、令和元年 8 月 9 日付けで遠野市長から遠野農業振興地域整備計画変更の決定を受けています。 番号 4 番、自己住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請者は現在実家に暮らしていますが、子供の成長と共に手狭となったことから、妻の母から申請地を贈与で譲り受け自己住宅を新築しようとするものです。申請地は妻の母の隣の隣であり、今後面倒を見ていくうえで環境も良いことから適地として選定したものです。申請地は第 1 種農地で 10ha 以上の一団の農地の中に存する農地ではありますが、既存集落に接続して設置されるものであり、一団の農地を分断する恐れがなく、第 1 種農地の不許可の例外である集落接続に該当することから許可できるものと判断しました。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査回答書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。 以上 4 件、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いたします。
議 長	ただいまの説明に関連して、担当の委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当農業委員、お願いします。



18 番 委員	18 番、奥友です。推進委員、所用があって本日欠席ですので、代わりまして私が説明させていただきます。17 日、事務局 2 名、農業委員 2 名、推進委員 2 名、計 6 名で現地を確認させていただきました。資材搬入口及び工事でも、隣地に民家が 1 軒あるのですけれども、普段資材搬入する際、工事施工時でも支障はなかろうというように判断される場所でした。以上、ご報告いたします。
議 長	はい、ご苦労様でした。続きまして、●●地区担当推進委員お願いします。
推 進 委 員	●●地区、菊池勝です。現地確認結果ですが、事務局 2 名、農業委員 2 名、推進委員 3 名で現地確認しました。住宅地でありまして、元々住宅の間の土地です。第 3 種農地ということでもありまして特に問題ないと考えています。以上です。
議 長	はい、ご苦労様でした。続きまして、●●地区担当推進委員お願いします。
推 進 委 員	先ほどの件と同一で、確認してきましたのでよろしくをお願いします。以上です。
議 長	はい、ご苦労様でした。続きまして、●●地区担当推進委員お願いします。
推 進 委 員	●●地区担当推進委員、佐野でございます。事務局 2 名、農業委員 2 名、推進委員 3 名、計 7 名で現地確認を行ってまいりました。先ほど事務局から説明ありましてとおり、奥さんの実家の隣の隣の農地を住宅に転用するということで確認しましたが、特に問題はないと判断させていただきました。以上でございます。
議 長	はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたのでこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。
6 番 委 員	6 番、佐々木です。2 番の件ですが、用途地域内の農地ではあるということですが、具体的にどのあたりになるのでしょうか。
議 長	はい。
6 番 委 員	どのあたり、どの地区ですか。
議 長	事務局から説明させます。
農地係主任	ご質問にお答えいたします。当申請地は地区で言えば●●地区かと思われまして。■■■の■■■を、●●側から行くと、左折すると■■■■さんが■■■にあるかと思いますが、そのはず向かい、道路を挟んで、はず向かいの農地でございます。
議 長	6 番、よろしいですか
6 番 委 員	はい。
議 長	その他、質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 32 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 32 号は原案のとおり「可」と決しました。
議	長	<p>【日程第 6】</p> <p>続きまして日程第 6、議案第 33 号、「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係主任		<p>10 ページです。議案第 33 号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定についてです。下記の農地転用事業計画の変更申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号 1 番、■■■■■■■における■■■■■■■の選定や、■■■の■■■■■■■を行うための■■■■■を、平成 28 年 9 月から 3 年間にわたり行ってきましたが、■■■■■に伴う構造審査基準の変更等によりこれまで以上に長期にわたる詳細な観測データ収集が必要になったことから、事業計画期間を令和 4 年 8 月末まで延長しようとするものです。</p> <p>番号 2 番、当初予定しておりました■■■■■■■の入所予定者及び運営に必要な有資格者の確保が困難となったことから、計画を変更し、倉庫駐車場及び隣接の■■■■■■■入所者の生活力向上のための家庭菜園を整備するものです。</p> <p>以上、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 33 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 33 号は原案のとおり「可」と決しました。
議	長	<p>【その他】</p> <p>その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	事務局からございませんか。
事務局長		<p>農家意向調査の結果がまとまりましたので、それについて報告させていただきます。A 4 と A 3 の資料があると思いますのでそれをご覧になってください。</p> <p>1 目的 農家、農地の状況を調査して、本市農業の現状と将来の見通しを把握し、地域農業マスタープラン（人・農地プラン）の見直し、今後の農業委員会活動（農地利用の最適化の推進等）に活かし、本市農業の向上に寄与する。</p> <p>2 実施主体 遠野市農業委員会</p> <p>3 対象 市内 11 地区の農家（市外居住者は除く。）</p> <p>4 実施期間 平成 31 年 2 月 8 日（金）～平成 31 年 3 月 20 日（木）（～令和元年 8 月 20 日（火））</p> <p>5 取りまとめ期間（集計も含む。） 平成 31 年 3 月 20 日～令和元年 9 月 13 日（金）</p> <p>6 調査内容 (1) 農家意向調査票（の記入・回収） (2) 農家の状況（の把握） (3) （農家・農地基本台帳の変更箇所（概要）の確認）</p> <p>7 調査方法（概要）</p>

市内11地区の地域推進班ごとに、農業委員、農地利用最適化推進委員が、農家・農地基本台帳（平成28年度作成（28年5月30日出力））を参考に、戸別訪問等により、農家意向調査票により調査した。調査票については、農家の記入や、聞き取り等による委員の記入があった。

#### 8 調査の結果について

市内11地区201集落の、回答された農家意向調査票の提出は、100%であった。回答率は80%。回答者平均年齢は、68.7歳。回答された調査票の集計の方法については、概ね統一した。（回答の矛盾、紛らわしい箇所は、担当委員が修正したり、事務局が修正したりした。調査票の記入者等の不明なものは、修正はせず、調査票のデータを尊重し、集計表に載せた。）

(1) 農家世帯数 4,933戸（当初4,882戸+追加51戸）。平成28年度農家・農地基本台帳の農家を対象にし、さらに調査により判明した農家を追加した。中には、土地を所有しない農家も対象者には含まれていた。今後、農家・農地基本台帳を整備する際、農家を特定する必要がある。

(2) 所在 有（4,439件（90%））、無（494件（10%））。「所在」のとらえ方が一様でないことから、地区ごとの集計データを尊重した。

(3) 回答 有（3,946件（80%））、無（987件（20%））。回答率80%（ $\div 79.9919\% \div$  回答3,946件 $\div$ 対象4,933戸）。回答は、回答された農家意向調査票の集計数値である。調査対象者は、農家台帳上の農業経営者であったが、集計には、回答者（記入者）を採用した。農業経営者の死亡や世帯が不在のものは、家族、親戚等の聞き取り等により記入したものもある。

#### (4) 農家意向調査票記載内容

ア 「2 農地 (2) 現在、農地の管理はどうなっていますか。」の設問においては、面積を記載している回答があった。

イ 「2 農地 (5) 現在、農地の貸借、売買の希望はありますか。」の設問において、「相手」については回答件数であり、同一人物の重複がある。2の(2)の設問箇所と重複している部分があり、「現在の貸借している農地の状況」が回答されている件数が多く、また、無回答があった。

ウ 「2 農地 (7) 5年後、農地の管理はどうなっていますか。」の設問においては、無回答があった（「わからない」という回答項目が様式に必要であった）。

エ 「2 農地 (7) 5年後、農地の貸借、売買はどうなっていますか。」の設問には、無回答があり、わからなかったものと推察された。

オ 「3 その他 (3) その他（伝えたいことなど）の設問においては、担当した委員のメモや回答記入者の情報等を記載したものがあり、それらについては回答179件に含めていない。

#### 9 市への調査データの提供

令和元年10月2日に市（産業部農林課）にデータを提供した。

#### 10 今後の課題、展開等について

農家意向調査票については、回答率が80%で、残りの20%が未回答である。今後回収（回答）された農家意向調査票データについては、集計に加えていく。回答（回収）されない残りの部分、市外居住者、平成30年度農家・農地基本台帳データとの差については、人・農地プランの実質化に伴う補足調査等に合わせ対応していく。農業委員会（農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員）は、農家意向調査で得られたデータを、個人情報の保護に努めながら、農地の貸借・売買等農業委員会活動と人・農地プランの実質化に活かしていく。

以上です。

議長 質疑等ございますか。

議長 作成された方、大変ご苦労様でした。はっきり言えることは60代以上の方が約8割いるのですよ。そして70代以上を見ると45%。45%の方々に後継者がいるかどうかということがちょっと大変なことですよ。90代の方もいます。あとはこれに関しては市の農林課に情報提供しまして、課題解決に向けて取り組んでまいりたいと思いますの

議 長	<p>で、委員の皆様にはよろしくお願ひしたいと思ひます。 委員の皆様からは。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>その他、事務局からございせんか。</p>
事務局次長	<p>その他、何点か。まず封筒に入れてお配りしてました活動報告書、今日お配りしているのは10月分用紙になります。それから、上閉伊地方農業委員会連絡会研修会のご案内文書をお配りしてました。16日までに出席報告をいただきたいということで、16日は現地確認もあるので、現地確認のある方はその際に出欠を教へていただければと思ひますし、現地確認のない方は事務局までお願ひしたいと思ひます。それから農地相談会のチラシを、本日は遠野、綾織、宮守の方には配布、それ以外の地区の方については別に配布してありますが、脇の机にも置いてましたのでいくらあつた方がよいという方はお取りいただければと思ひます。それから、アスト通信で農地相談会とか年金説明会のお知らせを流すのですけれども、その人選とか、こういうふうにとか、事務局でこの後組み立ててまいりますけれども、委員のかたがたに連絡を入れた際にはぜひお引き受けいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。農地パトロールの結果の推進班での検討会ということで文書を差し上げておりましたけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。一部、すでにいただいたところもありましたけれども、皆様のご協力をよろしくお願ひします。それから11月7日の岩手県農業委員会大会の出欠についてですけれども、報告お願ひしている期限にはまだありますけれども、今日の時点でありましたらお知らせいただきたいと思ひます。以上です。</p>
12番委員	<p>確認ですけれども、10月3日の振興大会の花代はこれからですね。まだ来ていませんけれども。</p>
議 長	<p>達曾部には金曜日に。</p>
12番委員	<p>分かりました。確認してみます。あともう1つ、上閉伊の交流会関係でバスが出ますよね。</p>
事務局 長	<p>はい。</p>
議 長	<p>以上でよろしいですか。</p>
12番委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>【閉会】</p> <p>以上をもちまして、第128回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご苦勞様でした。</p> <p>午後2時30分閉会</p>

署 名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

遠 野 市 農 業 委 員 員 番 \_\_\_\_\_

同 番 \_\_\_\_\_

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 \_\_\_\_\_